

岩手県立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 7 月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第48号

岩手県立学校設置条例の一部を改正する条例

岩手県立学校設置条例（昭和32年岩手県条例第11号）の一部を次のように改正する。

改正前						改正後					
(特別支援学校)						(特別支援学校)					
第3条 県立の特別支援学校を次のとおり設置する。						第3条 県立の特別支援学校を次のとおり設置する。					
名 称	区 分	部	課程等	学 科	位 置	名 称	区 分	部	課程等	学 科	位 置
[略]						[略]					
岩手県立盛岡み たけ支援学校	[略]					岩手県立盛岡み たけ支援学校	[略]				
岩手県立盛岡ひ がし支援学校	[略]	小学部			盛岡市						
		中学部									
		高等部	全日制	普通科							
岩手県立花巻清 風支援学校	[略]					岩手県立花巻清 風支援学校	[略]				
[略]						[略]					
備考 改正部分は、下線の部分である。											

附 則

この条例は、平成31年 4 月 1 日から施行する。